

東和荘指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所重要事項説明書

1. 介護事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

サービスの種類 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

介護保険事業者番号 岩手県 **0372400119**

サービス提供対象地域 花巻市（旧東和町区域）にお住まいの方（東和町区域外の方もご相談に応じます）

所在地 花巻市東和町東晴山7区16番地

電 話 0198-44-3113 FAX 0198-44-3114

(2) 施設の概要（特別養護老人ホーム東和荘） 短期入所10名 （長期入所 93名）

居室

	室数	床面積	1人当たりの面積	備 考
1人部屋	25室	312.65 m ²	12.51 m ²	トイレ・洗面所付
2人部屋	8室	157.89 m ²	9.87 m ²	
4人部屋	16室	584.86 m ²	9.14 m ²	

その他

	室数	床面積		室数	床面積
機能訓練室・食堂	5室	429.18 m ²	浴 室	3室	125.84 m ²
医 務 室	1室	25.54 m ²	和 室	1室	19.42 m ²
静 養 室	2室	65.30 m ²			

(3) 職員体制

	職 種	基準 数	実人員		備 考
			常勤	その他	
務 総	1. 施設長	1	1		<勤務体制> 月～金／ 8:30～17:30
	2. 事務員		4		
生活 相談	3. 生活相談員	1	3		<休 日> 土、日、祝日 年末年始休：12月29日～1月3日
栄 養	4. 栄養士	1	4		
	5. 調理員		3	1	(本館は、業者委託)
看 護	6. 嘱託医	1		1	回診 毎週火・金曜日
	7. 看護師	3	4	1	早番 7:30～16:30／ 1人 日勤 8:30～17:30／ 1人
	8. 機能訓練指導員	1	1		遅番 9:15～18:15／ 1～2人
介 護	9. 介護支援専門員	1	1		月～金／ 8:30～17:30
	10. 介護士 (介護員)	34	41	7	早番 6:30(7:00)～15:30(16:00)／ 4～5人 日勤 9:30～18:30／ 5人 遅番 13:00～22:00／ 5～6人 夜勤 22:00～7:00／ 5人 その他 7:00～19:00／ 2人
	11. 介助員		1		月～金／ 8:30～17:30
	12. その他（清掃員）			1	月～金／ 8:00～15:00

2. 職員の職務内容

・生活相談員

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携を図ります。

・介護支援専門員

利用者個々の施設サービス計画を作成します。

・介護士・員

短期入所生活介護の提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介護を行います。

・看護師

医師の指示のもと健康管理にあたるものとし、また、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行います。

・機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

・栄養士

利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び食事の提供を行います。

3. サービス内容

- (1) 食 事・・・管理栄養士が立てた献立により、栄養と利用者の身体の状態に配慮した食事を提供します。
(概ねの食事時間) 朝食 7時30分～ 昼食 12時～ 夕食 18時～
- (2) 入 浴・・・週2回以上の入浴又は清拭を行います。寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴での入浴も可能です。
- (3) 排 泄・・・利用者の状況に応じて、適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
- (4) 機能訓練・・・機能訓練指導員により、利用者の心身の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の改善・維持及び減退防止に努めます。
- (5) 離床／着替え／整容等・・・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。シーツ交換は週1回行います。
- (6) 健康管理・・・利用者の健康管理に努めます。
- (7) レクリエーション等・・・適宜利用者のための施設内レクリエーション及び野外レクリエーションを行います。

4. 利用料金

利用料金は基本利用料、加算利用料、食費、滞在費の合計額の以下の通りとなります。ただし、介護給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて自己負担額も変更となります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

東和荘では基本サービスの他、以下のサービスを提供します。(カッコ内の金額は1割負担の場合)

- ・機能訓練指導員によるリハビリを実施しています。(機能訓練体制加算 12円)
- ・身のまわりの世話をする介護職員のうち介護福祉士の資格を有する職員の割合が、60%以上の手厚い配置をして介護します。(サービス提供体制強化加算(I) 22円)
- ・夜勤を行う職員の数を基準より1人以上多く配置します。(夜勤職員配置加算 13円) ※介護予防は非該当
- ・介護職員等の処遇を改善するため賃金改善や資質向上等の取り組みを行います。(介護職員等処遇改善加算 I 所定単位数の14.0%)
- ・希望者へは、自宅まで送迎します。 片道184円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

- ①食事の提供に要する費用 利用料金 1,445円/日 (朝食350円、昼食555円、夕食540円)
- ②居住に関する費用 多床室 915円/日 個室(従来型) 1,231円/日

(3) 介護度及び負担割合別の利用料金

①『介護予防短期入所生活介護』の場合・・・介護予防プランに基づきサービスを提供します。

介護度別区分 負担割合	介護度別の利用者負担 (機能訓練体制加算・サービス提供体制強化加算等を含む) / 円	
	要支援 1	要支援 2
1 割負担	5 5 3	6 7 8
2 割負担	1, 1 0 6	1, 3 5 7
3 割負担	1, 6 5 9	2, 0 3 5

②『短期入所生活介護』の場合・・・居宅介護支援計画に基づきサービスを提供します。

介護度別区分 負担割合	介護度別の利用者負担 (機能訓練体制加算・夜勤職員配置加算・サービス提供体制強化加算等を含む) / 円				
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割負担	7 4 1	8 2 0	9 0 3	9 8 3	1, 0 6 1
2 割負担	1, 4 8 2	1, 6 3 9	1, 8 0 6	1, 9 6 5	2, 1 2 3
3 割負担	2, 2 2 3	2, 4 5 9	2, 7 0 9	2, 9 4 8	3, 1 8 4

(4) 利用者負担段階別の「食費」「滞在費」利用者負担 (※介護保険負担限度額認定証に基づき決まります。)

介護保険 負担限度額認定証による区分	居室区分	多 床 室		従来型 個室	
		食 費 (基準額 1,445 円)	滞在費 (基準額 915 円)	食 費 (基準額 1,445 円)	滞在費 (基準額 1,231 円)
第 1 段階 老人福祉年金受給者で世帯全員が非課税の方、生活保護受給者。		3 0 0	0	3 0 0	3 8 0
第 2 段階 世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計金額が 80 万以下の方。預貯金等の合計が 1,650 万(配偶者有)、650 万(配偶者無)以下の方。		6 0 0	4 3 0	6 0 0	4 8 0
第 3 段階① 世帯全員が住民税非課税で上記 2 段階に該当しない方(課税年金収入 80 万超、120 万以下の方)。預貯金等の合計が 1,550 万(配偶者有)、550 万(配偶者無)以下の方。		1, 0 0 0	4 3 0	1, 0 0 0	8 8 0
第 3 段階② 世帯全員が住民税非課税で上記 2 段階に該当しない方(課税年金収入 120 万超の方)。預貯金等の合計が 1,500 万(配偶者有)、500 万(配偶者無)以下の方。		1, 3 0 0	4 3 0	1, 3 0 0	8 8 0
第 4 段階 上記以外の方。		1, 4 4 5	9 1 5	1, 4 4 5	1, 2 3 1

※基準額と段階別負担額との差額は「補足給付」の対象となります。

1 日あたりの
自己負担額合計

(3) + (4)



項 目	自己負担額
1. 介護度別の利用料金	円
2. 食 費	円
3. 滞 在 費	円

※ 自己負担額は、介護度・負担割合・居室区分・介護保険負担限度額認定区分の変更により変動いたします。
上記 (3)・(4) の料金表をご参照ください。

(5) その他の料金（自己負担） 理美容費・・・実 費 個人の選定する特別な送迎・・・1 k m 200 円

(6) 基本料金の減免措置

社会福祉法人東和仁寿会では、住民税非課税者であって、収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に勘案し生計困難であると市町村が認めた方について、利用者負担を減額する「**社会福祉法人による介護保険利用者負担額軽減措置**」を行なっています。

(7) お支払い方法

サービス利用月の翌月の15日以降にご自宅へ請求書を送付いたします。請求書到着月末までにお支払ください。お支払い後、領収証を発行します。お支払方法は、①現金納付 ②口座から自動引き落とし(岩手銀行またはゆうちょ銀行) ③銀行口座振込みの中からご契約の際に選ぶことができます。

5. サービス利用について

(1) 利用方法

- ・居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の居宅介護支援専門員へご相談ください。
- ・ご利用の予約は1ヶ月前からできます。なお、利用の予約は居宅介護支援計画に基づき、利用者の介護認定の有効期間の範囲内で行なう事ができます。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
- ③ 自動的に終了する場合
 - ・利用者が他の介護保険施設等に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護区分が非該当（自立）と認定された場合
 - ・利用者がお亡くなりになった場合または介護保険の被保険者でなくなった場合
- ④ その他
 - ・利用者がサービス利用料金の支払いを3ヵ月以上遅延し支払いの催告をしても尚、お支払が無い場合

(3) サービス提供途中での利用の中止について

- ・下記の場合には、利用途中でもサービスを中止させていただくことがあります。
- ① お客様が途中退所を希望した場合
- ② 入所日に健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合
- ④ 他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為等があった場合

6. 東和荘指定短期入所生活介護事業所の特徴等

(1) 施設の目的

介護保険の理念に則り、常時介護を必要としながらも、居宅で介護を受けることが困難な方が入所する短期の生活施設としての役割とともに、要介護度や家族の生活条件の改善から自宅介護を支援します。

(2) 基本方針

お客様が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、心身の機能維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

(3) サービスの利用に当たっての留意事項

- ①面会・・・8：00～19：00を目途にお願いします。ご来所の際は面会簿に記帳をお願いします。地域内で感染症の流行が見られる場合は予防対策として、面会を制限させていただく場合があります。
- ②外出・・・事前に担当職員にお申し出ください。
- ③金銭管理・・・施設では使う機会がありませんので貴重品の持参をお控え下さい。お小遣い程度を持参希望される場合は事前に職員にお伝えください。
- ④所持品の持ち込み・・・必要最小限にしてください。
- ⑤他の利用者に迷惑になるような活動等は、ご遠慮ください。
- ⑥飲酒／喫煙・・・お部屋ではご遠慮ください。ご希望がある場合は職員にお申し出ください。

7. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに医療機関や家族に連絡を行うとともに、重大な事故の場合には、市町村に報告し、必要な措置を講じます。

施設の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

なお、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	賠償責任保険約款の定める範囲

8. 非常災害対策

非常災害に備えるとともに、防災意識高揚のために避難訓練等を実施しております。

防火管理者 施設長 多田 正和

9. 緊急時の対応方法

短期入所をご利用中に容態の変化等があった場合は、ご家族の方にご連絡いたします。

緊急時に搬送を希望する医療機関名		
・県立東和病院 ・総合花巻病院 ・()病院 【かかりつけ医— 】		
氏 名	続 柄	連 絡 先 名
①		自宅・勤務先・携帯電話 TEL
②		自宅・勤務先・携帯電話 TEL
③		自宅・勤務先・携帯電話 TEL

10. 相談・苦情の窓口

介護サービスについての相談や苦情等があるときは次の担当／係にお申し出ください。

※特別養護老人ホーム東和荘 事務長 佐々木ひとみ TEL 0198-44-3113
(苦情相談解決責任者 東和荘施設長 多田正和)

または、下記の窓口でも受付をしています。

- ◆ 花巻市東和総合支所 市民サービス課健康福祉係介護保険相談窓口 TEL 0198-42-6517
- ◆ 花巻市役所 長寿福祉課介護保険係 TEL 0198-41-3578
- ◆ 岩手県国民健康保険団体連合会 TEL 019-604-6700
FAX 019-604-6701

11. 高齢者虐待防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために必要な措置を講じます。

(虐待防止に関する責任者 施設長 多田正和)

12. 感染症や災害の対応力強化

感染症や災害が発生した場合であってもサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

13. ハラスメントについて

当法人におけるハラスメントの防止に関わる基本指針に従い業務に努めます。

令和 年 月 日

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業所 住所:岩手県花巻市東和町東晴山7区16番地

氏名:社会福祉法人 東和仁寿会

理 事 長 伊藤 芳江

㊞

説明者 生活相談員

㊞

私は、契約書及び本書面により、事業所から短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、サービス提供について同意します。

利用者住所:

氏 名:

㊞

代理人住所:

氏 名:

㊞

続 柄:()